



県章



平成24年
11月9日(金)
第9044号

目次

ページ

告示

- 土壌汚染対策法による区域指定の解除(環境保全課) 2
- 道路の供用開始(道路管理課) 2
- 河川区域変更による廃川敷地等(河川課) 2

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO・多文化共生推進課) 3
- 同 3

落札

- 落札者等の決定(情報政策課) 3
- 同(心臓血管センター) 4

■ 告 示

◎群馬県告示第341号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成21年群馬県告示第394号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部について、当該指定を次のとおり解除する。

平成24年11月9日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 解除する区域 藤岡市岡之郷字清水640番1の一部、640番4の一部、641番の一部、652番2の一部、652番13の一部、653番1、653番2の一部、653番3の一部、653番4、653番5の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称 トリクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン（藤岡市岡之郷字清水640番1の一部、640番4の一部、641番の一部、652番2の一部、652番13の一部に限る。）、1・1-ジクロロエチレン（藤岡市岡之郷字清水652番2の一部、652番13の一部に限る。）
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

◎群馬県告示第342号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中部県民局伊勢崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月9日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	伊勢崎本庄線	伊勢崎市今井町字上原339番の1地先から同市同字飯玉37番の1地先まで	平成24年11月10日

◎群馬県告示第343号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により告示する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部河川課及び群馬県吾妻県民局中之条土木事務所において縦覧に供する。

平成24年11月9日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 河川の名称 利根川水系 一級河川治郎兵衛川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成24年11月9日